

令和5年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和6年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県総合社会福祉会館 (平成6年12月1日)	所在地 電 話 H P	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号 089-921-5070 https://www.ehime-shakyo.or.jp/			
県所管課	保健福祉課	指定管理者の名称	社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会			
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)	利用料金制	○	あり		なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	民間の社会福祉活動の拠点として、福祉に関する情報の提供、相談、研修等を行うとともに、各種の行事又は集会に必要な施設を提供する。	施設の外観 
施設内容	多目的ホール(定員300人)、研修室(定員100人)、視聴覚室(定員50人)、第1会議室(定員46人)、第2会議室(定員46人)、円卓会議室(定員28人)、託児室(定員児童約5人)、福祉サロン(定員20人)、ボランティア活動交流室(定員24人)	
指定管理者が行う業務	①介護に関する知識、技術及び機器の普及に関すること ②各種の行事又は集会に必要な施設の提供に関すること ③その他必要なこと(①、②に関するもの) ④会館の利用の許可に関すること ⑤会館の利用に係る料金の収受に関すること ⑥会館の利用促進に関すること ⑦会館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること ⑧その他知事が定める業務	
施設の管理体制	常務理事 事務局長 総務企画部 地域福祉部 福祉人材部 経営管理課 法人振興課 地域福祉課 生活支援課 人材研修課 長寿推進課 運営適正化委員会事務局 会館管理センター(4名) 介護実習・普及センター(1名)	

3 検証のための指標の推移

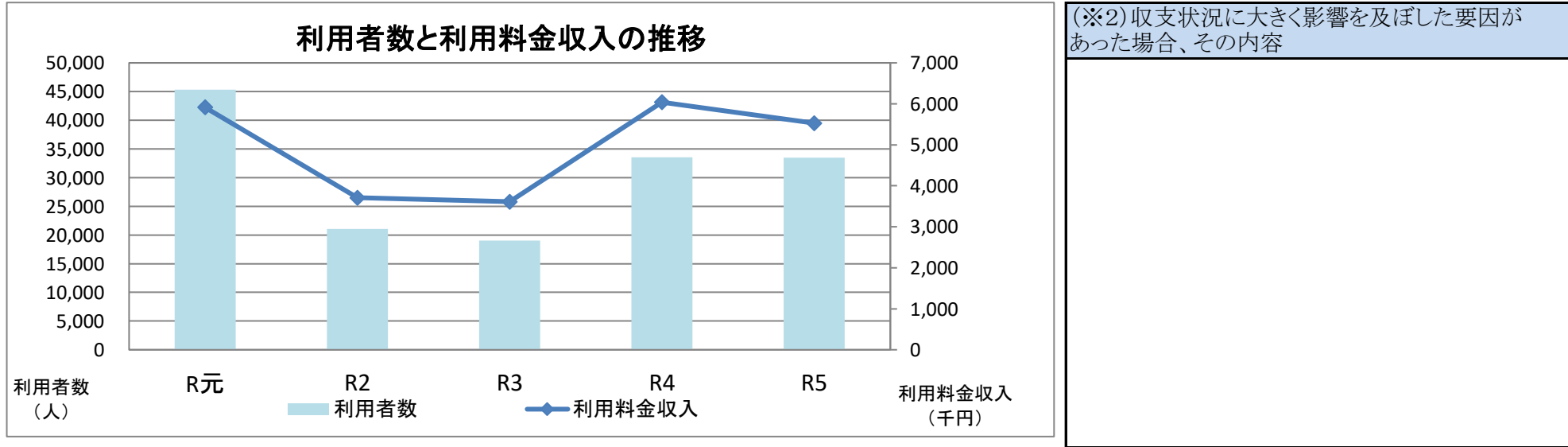
(1)利用者数

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	45,333 人	21,038 人	19,004 人	33,558 人	33,451 人

(2)収支状況

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入 (A)	66,033 千円	66,495 千円	65,860 千円	74,887 千円	69,471 千円
委 託 料	60,120 千円	60,062 千円	60,062 千円	60,062 千円	63,944 千円
委託料(補正額)※	0 千円	2,722 千円	2,184 千円	8,786 千円	0 千円
利用料金収入	5,913 千円	3,711 千円	3,614 千円	6,039 千円	5,527 千円
その他収入	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
支 出 (B)	66,033 千円	66,495 千円	65,860 千円	74,887 千円	69,471 千円
事業費	4,272 千円	4,213 千円	3,795 千円	4,135 千円	4,107 千円
維持管理費	22,303 千円	24,992 千円	25,642 千円	28,758 千円	22,684 千円
人件費	23,959 千円	22,385 千円	22,313 千円	22,394 千円	21,884 千円
その他支出	15,499 千円	14,905 千円	14,110 千円	19,600 千円	20,796 千円
収 (A) - 支 (B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※)新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載



4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
○ロビー展の開催 ○会館利用者へのアンケートの実施(意見や要望を検討し、可能なものから対応) ○ホームページの充実(予約状況の公開、施設周辺情報マップの掲載等) ○災害用物資の備蓄 ○館内設備の充実・改修等(トイレの呼出設備) ○介護実習・普及センター実施講座の周知 ○フリーWi-Fiサービスの導入 ○えひめ施設利用予約システムでの予約受付の開始(令和5年10月から)		新型コロナウイルスの5類移行に伴い、利用者数は回復傾向であり、利用者からの意見を踏まえた改善や、情報発信の充実、設備の充実・改修など、提供サービスや利便性の向上のための取組みを積極的に進めている。	
		A	

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
○委託業者による日々の清掃業務で館内の清潔・安全を確保している。 ○委託業者による各種設備の定期点検を行い、異常や要改善箇所を早期に発見し、適宜修繕等(特に大規模なもの)について中長期的な計画を県と共有して優先度の高いものから順次取り組んでいる。		施設の清掃や消毒を適切に実施するとともに、各種設備の定期点検を欠かさず、必要があれば早期に修繕等を行っている。	
		B	

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

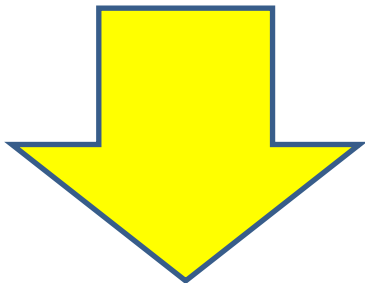
指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
利用者アンケートを実施し、意見・要望についてはその都度協議している。 ○アンケートにより高い評価を得た内容 ・必要物品はすべて整っておりほかの施設に比べて充実している(本会館は冷暖房費、ホワイトボード、マーカー、ケーブル等も無料で貸出可能) ・職員の対応が良く気持ちよく利用させていただいている。 ○アンケートの意見・要望を受けての主な対応事項 ・駐車場を増やしてほしい⇒駐車場確保は困難であるが、周辺情報マップ(有料駐車場、飲食店等)を公開して周辺の有料駐車場を案内 ・マーカーを詰め替えにしたらい⇒詰め替え式に変更		利用者アンケートを実施し、意見や要望については、指定管理者の関係部署で適切に情報共有し、施設運営の質の維持・向上に活かしている。 特に、設備に対する改善要望については、可能な限り早期に対応するとともに、大規模な機器改修が必要なものについては、県とも協議の上で計画性をもって対応している。	
		B	

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
○愛媛県社会福祉協議会のホームページ内で会館の情報(貸館に関する案内、予約状況、館内案内、施設周辺情報マップ等)を公開している。 ○介護実習・普及センターについても、各種会議や広報誌等を通してセンター事業や講座等の案内を実施している。		施設の利用促進を図るため、指定管理者のホームページで分かりやすい情報発信に努めている。 また、介護実習・普及センター事業の実施にあたっては、様々な会議や広報誌等を通して、センター事業や講座等の案内に努めている。	
		B	

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括	
県内の各種福祉団体の活動拠点として、福祉に関する相談対応や福祉・介護人材の養成、県民ボランティアの支援等の機能を高めている。また、効率的な施設運営を行うことで、コロナ禍前の令和元年度の水準までは戻っていないものの、施設の利用件数や利用者数も堅調に推移しており、指定管理者制度の導入による一定の成果を上げている。引き続き、ホームページや広報紙等を活用して総合社会福祉会館の情報発信を行い、貸会議室等の利用率の向上に努める必要がある。 なお、本施設は平成6年に完成し、開館後30年が経過しようとしており、施設・設備の老朽化の進行に伴って修繕費等の増加が懸念される。引き続き、効率的な施設・設備の運営と利用者の安全確保のため、個別施設計画に沿って対応の優先度を判断しながら計画的に改修を行っていく。	